経営相談コーナー



う気をこれ目炎くごとし。マリオス7階に総合相談窓口を設けております金融等様々な問題の相談に応ずるため、当センターでは、中小企業者等が抱える経営、

派遣労働者を使う上での注意を教えて ください。

派遣労働者とは、派遣元事業主(雇用元) が雇う労働者を派遣先の事業者へ派遣し、 派遣先事業主の指揮命令で労働する人の ことです。

請負労働者は、雇用元の事業者の指示でしか労働を認められませんが、派遣労働者は派遣先の事業者の指示を直接受けて作業することができます。

実際の労働の現場では「派遣」なのか「請負」なのか曖昧のまま労働に従事している場合も多いと思われます。しかし、法律に基づいた正しい派遣、正しい請負業務が行われているか、厚生労働省(労働基準局)が監督・指導しています。

事業主として、派遣と請負の違いをしっかり把握し、法律に基づいた労働者雇用を心がけてください。

また、労働者派遣事業を行うためには、厚生労働 大臣の許可が必要です。許可を受けない事業者が 労働者派遣を行うと違法となりますので、派遣を受 ける側も注意してください。

法律で、労働者派遣が禁止されている業務もあります。 以下の業務には、労働者を派遣することが出来ません。

- 1)港湾運送の業務
- 2)建設の業務
- 3)警備の業務
- 4)医療関係の業務 (注:社会福祉施設などの医療関係業務では、平成15 年3月より労働者派遣が可能になりました)
- 5)社会保険労務士、行政書士、弁護士、司法書士等

平成15年3月以前までは、製造業の労働者派遣は 許可されていませんでしたが、法律の改正により現 在は製造業に関しては労働者派遣が可能になりま した。

なお、業種によっては法律で定められた派遣期間(3年)を超える派遣労働はできないことになっています。 詳しくは労働者派遣事業法に定められていますので、 派遣元事業者、労働基準監督署、または社会保険 労務士等にご確認ください。

「紹介予定派遣」とはどのような派遣なのでしょうか。

「紹介予定派遣」とは、将来的に社員として採用・就職することを目的とする企業と労働者を引き合わせ、一定期間人材派遣(紹介予定派遣)を行い、派遣契約期間を社員採用選考のための見極め期間として利用し、採用を認められた場合は社員として雇用契約を結ぶ、という仕組みです。

正社員もしくは直接契約への契約切り替えが行われた場合には、派遣先企業(社員として直接雇用に切り替えた企業)から派遣元企業(紹介予定派遣として、社員を派遣した企業)へ手数料を支払うシステムになっています。

この仕組みを利用すると、働いてから就職の意思 決定ができ、「雇用のミスマッチ」による退社を減ら すことができます。また、仕事内容・企業風土など、 継続的に働くにあたり重要な要素について、実務を 通じて理解してもらった上で採用できるようになりま すので、結果的に採用コストの低減につながります。 注意:次の業種は紹介予定派遣が認められていません。

料理店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業、置屋業、割賦金融会社、風俗営業、性風俗営業を行う者

なお、派遣事業者が紹介予定派遣を行う場合は、派遣業許可の他に有料職業紹介事業の許可が必要となります。

各種労務に関するお問い合わせは、県内各地の 労働基準監督署の相談窓口をご利用ください。 各監督署の連絡先(電話番号)は以下のとおりです。

盛岡 019-621-5115 宮古 0193-62-6455 釜石 0193-22-3831 花巻 0198-23-5231 一関 0191-23-4125 二戸 0195-23-4131 大船渡 0192-26-5231

このほかにも、県内のハローワークでも労務相談に対応しています。

これ以外で、専属の労務相談(有料)を希望される場合は、社会保険労務士会にご相談ください。

岩手県社会保険労務士会 TEL 019-651-2373 **ホームページ** http://www.iwate-sr.jp/

お問合わせ先

「経営相談・窓口相談」に関するお問い合わせ先

新事業支援課 TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5481

産業情報いわて 2005年2月10日(毎月10日発行)

発 行 (財)いわて産業振興センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1(マリオス7階) TEL.019(621)5389 FAX.019(621)5480

E-mail joho@joho-iwate.or.jp URL http://www.joho-iwate.or.jp/

編集印刷 川嶋印刷(株)

R100

